

事務事業チェックシート

評価年度	H24	H25	H26	対象外
		○		

事務事業No 38 事業名 外部監査事業

分野別目標	6	基本計画の推進
政策	3	効果的・効率的な市政の推進
施策	4	経営感覚を取り入れた行政運営の推進
取組		

事業種別	継続	主な事務事業
事業期間		～
事業実施の根拠法令	地方自治法第252条の36	
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	行政経営課	澤本 博行 (435-1151)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費
	その他		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務
	その他		
会計・予算区分	会計	一般会計	
	款	総務費	
	項	総務管理費	
	目	一般管理費	
	大事業	行政経営課事業	
事項	外部監査事業		
「3つのキーワード」との関連性			
いのちを守る	人と文化を育てる	ふるさと力を高める	該当せず
			○

1 事業概要及び実施内容

事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者による監査を導入することで、市の監査機能の独立性・専門性が一層充実されている。	地方自治法第252条の36第1項で都道府県及び政令で定める市(政令指定都市及び中核市)において平成11年4月から義務付けられている。外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。				
実施内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	テーマ 「和歌山市の土地・建物の管理に関する財務事務の執行について」	テーマ 「和歌山市の債権、貸付金等の管理に関する財務事務の執行について」	テーマ 「和歌山市健康推進部の財務事務について(保健所の運営管理を含む)」	テーマ 「道路事業に係る財務に関する事務執行について」	テーマ 「生涯学習部の財務事務について(施設運営管理を含む)」

2 事業コスト

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	計画	決算	計画	決算
事業費	13,231	10,485	10,476	10,451	10,452	10,441	10,477	10,440	10,444	
伸び率 (%)	-	-	-20.8%		-0.2%		0.2%		-0.3%	
人件費	常勤職員	3,455	3,392	3,455	3,260	3,321	3,495	3,321	3,705	3,705
	非常勤職員	1,518	1,518	1,518	2,019	1,518	2,019	1,518	2,009	2,009
	小計	4,973	4,910	4,973	5,279	4,973	5,514	4,973	5,714	5,714
国庫支出金										
県支出金										
市債										
その他										
一般財源(税等)	13,231	10,485	10,476	10,451	10,452	10,441	10,477	10,440	10,444	
所要人数	常勤職員	0.45	0.44	0.45	0.43	0.44	0.46	0.44	0.5	0.5
	非常勤職員	0.74	0.74	0.74	0.8	0.8	0.8	0.8	0.95	0.95
主な予算内訳	外部監査委託料 10,437千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	単位	全体目標値	全体目標達成度	年度目標値					
成果指標	意見・指摘に対する措置率(平成11年度からの当該年度の前年度までの累計率)				100	100	100	100	100
	単位	%	全体目標値	100	全体目標達成度	98.7%	98.4%	99.0%	98.7%

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>地方自治法第252条の36第1項で都道府県及び政令で定める市（政令指定都市及び中核市）において平成11年4月から義務付けられており、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的知識を有するものによる監査を導入することで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性が一層充実されるため。</p>
<p>「見直し」 「改善」案</p> <p>※上記、「今後の方向性」において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」以外の場合は記載</p>	